



防災特集!!

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています!!

① 災害に便乗した悪質な消費者トラブルにご注意!!

【事例1】

台風で傷んだ屋根を見て「今直さないと大変なことになる」と不安をあおられて、屋根修理工事を契約した。
(50歳代 女性)



【事例2】

「県の防災部署から委託されている。点検に伺いたい」と電話があったが、県に確認したらそのような事実はなかった。
(80歳代 男性)



【事例3】

「台風で屋根瓦が浮いている。火災保険が下りれば実費負担なく工事ができる。保険の申請を無料で代行する」と言われ契約してしまった。
(80歳代 女性)



トラブルに遭わないためのチェックポイント!!

- ☑ 契約を迫られても、その場では契約せず、比較検討する!!
- ☑ 不安をあおる勧誘を受けた場合、業者の話だけを信じず周りに相談する!!
- ☑ 契約する際は、工期や費用を十分確認する!!
- ☑ 訪問販売や電話勧誘販売で契約後でも、クーリング・オフができる場合があります。
- ☑ 「保険金を使って自己負担なく修理できる」「申請サポートする」と勧誘されたら要注意!!
- ☑ 自然災害が起きた後は、住宅修理や便乗商法などの相談が寄せられます。困ったときは、早めに消費生活センター等(消費者ホットライン188)に相談する!!



国民生活センター「災害後の住宅トラブル」・「見守り新鮮情報 第371」より

奈良県消費生活センター

〒630-8122
奈良市三条本町8-1
シルキア奈良2F
☎0742-36-0931



消費者
ホットライン
188

奈良県消費生活センター
中南和相談所

〒635-0085
大和高田市片塩町12-5
大和高田市市民交流センター3F
☎0745-22-0931

② 一自然災害への備え—チェックリスト!!

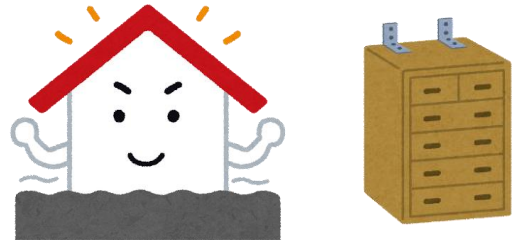
- ご自宅のある場所に、どんなリスクがあるか理解していますか？

お住まいの市町村などが公表している災害リスクに関する情報（水害ハザードマップ、津波浸水想定区域図、火山防災マップ、土砂災害警戒区域図など）、避難場所等を確認することが大切です。



- ご自宅の免震性・耐震性・耐火性は十分ですか？

耐震診断や、必要に応じて耐震補強を実施しましょう。また、家具の固定や、配置の工夫を行うことや、地震の揺れを感知して電気を自動的に止める「感震ブレーカー」も有効です。



- 保険・共済の補償対象・補償内容を理解していますか？

被災時に支払われる保険金・共済金の額は被害の程度や災害の種類によっても異なります。補償対象・補償内容をよく確認して、ご自宅のリスクに見合った保険・共済を選びましょう。



- 災害時の持ち出し品の準備ができていますか？

飲料水、非常食、軍手、常備薬、携帯ラジオ、予備電池、洗面用具、乳幼児がいる方は哺乳瓶や紙おむつなどをリュックサックに入れておくなどし、貴重品と併せて持ち出せるように準備しておきましょう。



- 非常時のために、食料や物資の備蓄ができていますか？

各家庭で最低3日間過ごせるよう、飲料水（一人1日3リットル）、食料等を備蓄しておきましょう。保存期間の長い普段の食料を多めに買って置き、期限の近いものから消費、使った分を買い足す「ローリング・ストック方式」も効果的です。また、カセットコンロや下着、トイレトーパー、携帯トイレ等も備蓄しておくといでしょう。



- 非常時の連絡先や集合場所を家族・親族で確認できていますか？

普段から、家族・親族間で災害時の安否確認方法や集合場所等を確認しておきましょう。また、「171災害用伝言ダイヤル」などのサービスを活用しましょう。



内閣府 防災情報のページ「みんなで減災」より

困ったな、どうしたらいいのかなと思ったら
消費者ホットライン  188まで



③ 一自然災害に対する備えー「災害伝言サービス」

大規模
災害発生



地震などの大きな災害が発生すると、インターネットが使えなくなったり、被災地への電話がつながりにくくなります。携帯電話、メールアプリが使えないことも想定して、別々の場所にいるご家族同士の安否確認に利用できる「災害用伝言サービス」を知っておきましょう!!

災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法

171をダイヤルする

録音は「1」、再生は「2」をダイヤルする

連絡を取りたい方の「市外局番からの電話番号」または「携帯電話番号」をダイヤルする

「1」を押す

伝言を録音する

「9」を押す

- *伝言録音時間は、1伝言あたり30秒以内です。
- *1電話あたり、1~20伝言まで登録できます。
- *毎月1日・15日(00:00~24:00)に体験できます。6月の体験日は、6/1(木)・15(木)です。

*参考リンク

・NTT
<http://www.ntt.co.jp/saitai/171.html>
・NTT西日本
<https://www.ntt-west.co.jp/dengon/>



災害用伝言板「Web171」の利用方法

災害用伝言板「Web171」

URL:<https://www.web171.jp/>へアクセス

連絡を取りたい方の電話番号を入力する

伝言を登録・確認することができます(事前に設定することで閲覧者を限定することもできます)

- *文字(テキスト)1伝言あたり全角100文字まで。
- *利用料は無料ですが、インターネット接続費用やプロバイダー利用料および、ダイヤルアップ接続の場合は通信料等が別途必要になります。
- *1電話あたり、20伝言まで蓄積できます。
- *伝言の保存期間は、サービス提供終了までで最大6ヶ月程度です。

*参考リンク

・NTT西日本
<https://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>



総務省「災害用伝言サービス」より

消費者カクイズ

1. 住宅保険(火災保険・地震保険)で補償されないものを選びましょう。

- A:地震の際にできた住宅の壁のひび割れ
- B:築35年経って目立ってきた金属製シャッターのサビ部分
- C:台風によって損傷した屋根瓦の修理



2. 「加入している住宅保険を使えば無料で屋根の工事ができます。当社を通じて申請すれば、お得ですよ」と自宅に勧誘の電話があった。この後の対応として適切なものを選びましょう。

- A業者がお得だと言っているので、詳細はわからないが頼んでみる。
- B:せっかくだから、以前からある屋根瓦のずれたところも台風のせいにして、この業者を通じて保険会社に頼んでもらう。
- C:契約している保険会社に自分で連絡し、この業者の勧誘はきっぱりと断わる。

3. 各種保険について述べた文のうち、適切なものを選びましょう。

- A:火災保険で地震による火災の補償が受けられる。
- B:地震保険の保険料は建物の構造、地域により差がある。
- C:地震で車庫に止めていた車両が損害を受けた場合、地震保険で補償が受けられる。





“消費者フォーラムin奈良”開催しました。

令和5年5月21日(日) 奈良公園バスターミナル レクチャーホール



毎年5月、「消費者月間」事業の一環として「消費者フォーラムin奈良」を開催しています。令和5年度の講演会は、ジャーナリスト 国谷 裕子氏をお招きして「SDGsの視点から私たちの未来を考える」についてお話いただきました。参加された皆さんも、熱心に話を聞いておられました。



国谷 裕子氏 講演会の様子

消費者カクイズの答えと解説

1. B

自然災害による住宅の被害については、多くの場合、加入している火災保険や地震保険等で補償されます。しかしながら、Bのような自然損耗もしくは劣化または素材の性質によるさびなどによって生じた被害は補償対象でないことが多いです。



2. C

「火災保険や地震保険を使って自己負担がなく住宅修理ができる」といって勧誘されたが、実際に支払われる保険料の40~50%を手数料として請求されたや「ネットで見つけた業者に保険の申請代行を依頼したが手数料が高額なのでキャンセルを伝えると手数料と同額のキャンセル料を請求されている」といった相談がセンターに寄せられています。保険金の請求は契約者自身で行うことができます。保険の補償対象は自身で確認しましょう。虚偽の理由で保険金請求すると詐欺に該当する場合があります。トラブルになる可能性があります。



3. B

地震による火災は火災保険では補償されません。補償をつけるには火災保険とセットで地震保険に加入する必要があります。また地震保険の補償対象である「家財」は、物置や車庫、その他の付属建物を含めた「居住用建物」に収容されている家財一式となります。しかし、車庫に停めてある自動車は「家財」に含まれないため、地震保険の補償の対象外になります。



※今月の「消費者の目」掲載はお休みします。

発行：奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルクア奈良2階

Tel 0742-32-0621 / Fax 0742-32-2686

ホームページ <https://www3.pref.nara.jp/syuhiseikatsucenter/>

なら こじかつうしん 6月号 (2023年5月25日発行)



奈良県消費生活センター
マスコット しっかりくん



ホームページ